

(別紙1)

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 [redacted]

被告 [redacted] 恵庭市

回 答 書

令和 5 年 2 月 27 日

被告 [redacted]

1 次の出来事があった年月日を回答してください。年月日が正確でない場合は、(口頃)の□にチェック(☑)を付してください。

(1) 被告 [redacted] という。)が [redacted] 牧場を離れた時期

平成28 年 5 月 20 日 (☑頃)

(2) [redacted] 牧場の酪農部門が経営破綻した時期

平成28 年 5 月 20 日 (☑頃)

2 上記1(1)の後、被告 [redacted] 氏と [redacted] 牧場の関与があったか、あった場合にはどのように関与していたか回答してください。

ありません

3 [redacted]、被告 [redacted] という。)及び被告 [redacted] 氏が、[redacted] 牧場を経営(運営)していた期間を記載して回答してください。年月日が正確でない場合は、(口頃)の□にチェック(☑)を付してください(回答内容を踏まえて、次回以降、それぞれが担っていた業務等を質問する予定です)。

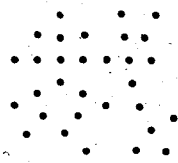
これは謄本である

前同日同庁

裁判所書記官

福井

敬



(1) 氏

昭和40年 4月 1日 (☑頃) から
平成11年 4月 1日 (☑頃) まで

(2) 被告 氏

昭和40年 4月 1日 (☑頃) から
平成11年 4月 1日 (☑頃) まで

(3) 被告 氏

昭和63年 4月 1日 (☑頃) から
平成28年 5月 1日 (☑頃) まで

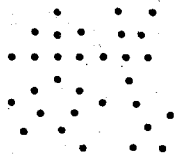
4 訴状記載のとおり、①原告らの生活環境、②原告らの労働状況及び③原告らの年金の取り扱い状況に関して、原告らから次のような主張がされています。これらの各事実がその通り間違いない場合には、「認否」の欄に「○」を、知らない場合は「認否」の欄に「△」を、事実と異なる場合には「認否」の欄に「×」を記載してください。

「×」とした事実については、別紙2の各事実の番号が記載されている枠内に、「×」とした理由（被告らにおいて正しいと認識している事実など）を必ず記載してください。「○」又は「△」とした事実については、何か言いたいことがある場合のみ、別紙2の各事実の番号が記載されている枠内に、「○」又は「△」とした理由等を記載してください。

なお、「○」とした事実については、本裁判上で、実際にそのような事実があったものとして扱われることになるので留意してください。

(1) ①原告らの生活環境に関して主張されている事実

番号	原告が主張する事実	認否
1	原告 氏は、平屋の小屋に居住しており、原告 氏は、その隣にある2階建ての小屋の2階部分、原告 氏は1階部分で生活していた。	○
2	各小屋に電気は通っており、明かりをつけることはできた。	○

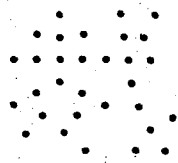


- 3 トイレは原告[]氏の小屋にある汲み取り式のもの1つだけであり、それを共同で利用していた。
- 4 暖房は原告[]氏の小屋にはあったが、原告[]氏及び原告[]氏の部屋にはなかった。
- 5 どの部屋にも水道はなく、洗顔などには豚舎の隣の「処理室」の水道を使っていた。
- 6 飲用水は、母屋や処理室の水道からペットボトルに水を汲み、プレハブに置いていた。
- 7 使用していたペットボトルにはボウフラが湧くほど不衛生な状態であった。
- 8 普段は身体を絞ったタオルで拭く程度であり、特別な外出がある場合のみ、[]氏から母屋の浴室で入浴するように指示があった。
- 9 食事については、朝食は母屋で、ご飯とお湯に生卵をかけて食べていた。醤油も味噌汁も提供されなかった。
- 10 昼食や夕食は、弁当を支給されていたが、その中身はレトルトのカレーなど、かなり質素なものであった。

○
×
○
○
×
×
×
△

(2) ②原告らの労働状況に関して主張されている事実

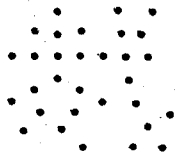
- | 番号 | 原告が主張する事実 | 認否 |
|----|--|----|
| 11 | 原告らは、牧場を経営していた頃は、朝3時半頃に起床し、明け方から日没まで、牛の乳搾りや餌やり等の世話や、農作業などの仕事を手伝っていた。 | △ |
| 12 | 上記11の業務に休みはなく、日曜日も盆も正月も関係なく働いていた。 | △ |
| 13 | 上記11の労働に対する賃金は全く支払われていない。 | △ |
| 14 | 平成28年頃に酪農部門が閉鎖となつてからは、雨の日は休みとなつたが、それ以外の労働条件は基本的に従前と同様であった。 | × |



- (2) [REDACTED]のうち誰かが、原告らの口座から預金を引き出すことがあったか、あった場合、誰が、どのような目的で出金し、実際にどのように使用していたのか、具体的に回答してください。

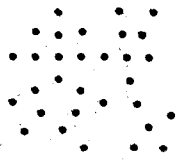
6 原告らの労働状況及びその内容等について、次の事実を明らかにしてください。

- (1) 原告らはそれぞれ、どのような経緯で [REDACTED] 牧場に住み込むことになったのか回答してください。



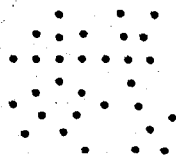
- (8) 原告らは、週に何日、何時から何時まで 〇〇 牧場の作業を行っていたか、これらは誰が決めていたのかについて回答してください。

- (9) 原告らが 〇〇 牧場の作業を行ったことの対価・報酬として金銭その他のものを与えることがあったか、あった場合はその具体的内容（金銭であれば金額）を回答してください。



7 その他、何か言いたいことがある場合は以下に記載してください。

以 上

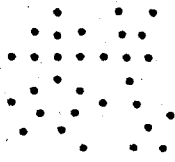


(別紙 2)

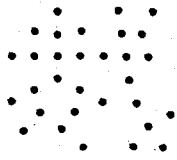
認否の理由

(別紙 1 「4」の記載に従って、必要な場合に以下の枠内に回答を記載してください。)

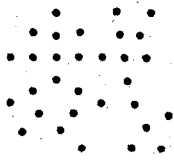
番号	認否の理由
1	
2	
3	



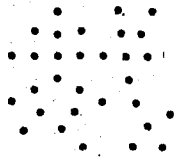
4	
5	
6	



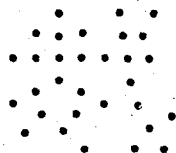
7	
8	
9	



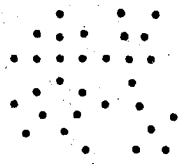
1 0	
1 1	
1 2	



1 3	
1 4	
1 5	



1 6	
1 7	
1 8	



- P5 5(1) 私が預金通帳を管理し現金の引き出し等も行っていた。引き落としに関しては毎月、主人と相談しその都度、引き落とし額を決めていた。
- P6 5(2) 私が現金の引き出し等も行っていた。原告3人の生活費として、毎月使用するため引き落としをし、光熱費（暖房費含）、食費、嗜好品費などに使用していた。
- 6(1) [redacted] : 主人の父（[redacted]）が施設から依頼され面倒を見ることになった。
- [redacted] : 以前住んでいた牧場が廃業し、近隣の牧場に移動したが、その牧場が遭わなく逃げ出してしまい、トイレに隠れているところを発見され、その後の処置として、主人が育恵会の会長であったため相談され、行く当てもないため面倒を見ることになった。
- [redacted] : 以前住んでいた牧場が廃業したため、牧場で働く前の施設において同僚で仲が良かった[redacted]が暮らしている[redacted]牧場にお世話になった方が良いのではないかと提案があり面倒を見ることになった。
- P7 6(2) 酪農部門：牛舎掃除、えさやり、搾乳
農業部門：草刈り、草抜き、苗運搬
冬期間において除雪作業
- 6(3) 酪農部門：[redacted]（長男）が作業手順を決め支持をしていたが、毎日同じ作業を繰り返し実施しているため、変更点がない限り開始、終了のみを伝達していた。
- 農業部門：都度、主人及び私が指示等を出していた。
- P8 6(4) 作業内容に関しては、ほぼ変更がなく単純な作業を任していたため、作業内容において仕事を拒否したとは考えにくい。
- 6(5) 家族3人（父、母、長男）と原告3人である。
- P9 6(6) 酪農部門：朝の搾乳から夕方の搾乳終了までの認識
農業部門：時間を基準（10時～16時）としていたため、進捗状況は関係ない。
- 6(7) なし。
- P10 6(8) 酪農において週7日、朝5時から夕方19時頃 主人及び長男による指示。
- 6(9) 報酬としてはないが、ジュース等の提供をしていた。

認否の理由

番号	認否の理由
1	
2	
3	
4	及び の部屋に暖房設備等は備えていた。
5	
6	
7	私が清掃の申し出をしたが、本人たちが拒み、室内清掃に関しては本人任せであったが、定期的に各部屋を見る限りボウフラが湧く環境ではなかった。
8	各個人において、母屋の風呂を使用させていた。各個人が毎日使用する者と2, 3日に一回程度で良い者が、指示もなく風呂の使用が自由であり、入浴時間に規制は無かった。
9	私が食事を準備するときは、3食（朝昼晩）肉、魚、野菜等で調理したものを提供していた。
10	弁当を支給している時は、母屋で調理したものを提供し、カレーなども母屋で調理したものを提供していた。なお、主人が亡くなる前の食事については一緒に母屋でとっていた。亡くなってからは、家の食事時間にばらつきが出来るようになり弁当を提供するようになった。
11	牧場の就業時間は、午前5時から開始し、朝晩の搾乳時間が朝は午前6時、夕方は午後5時から作業を実施し、搾乳作業終了後一日の仕事が終了していた。
12	乳牛に関しては、搾乳作業を毎日行う必要があるため、家族全員で実施していた。
13	賃金に関する全てを主人に任せていたため、流れは分からなく、亡くなってからも、そのまま主人のやり方を継続していた。
14	農業部門は、4月から11月においては、朝10時から12時、昼休みを挟み14時から16時まで就業していました。冬期においては、降雪があった時のみ除雪作業を実施し、積雪がないときは基本休みである。
15	賃金に関する全てを主人に任せていたため、流れは分からなく、亡くなってからも、そのまま主人のやり方を継続していた。
16	各個人に一回に2,000円から3,000円程度渡し、氏に関しては、月5, 6回程度の要求があるため、その都度、渡していた。
17	3人平等に渡していた。しかし、他の2人より要求が少ないため渡す頻度が少なかったと思う。
18	